

多重債務問題に対する取り組みについて
(多重債務者相談強化キャンペーン 2026)

(福岡県市町村・地域振興部生活安全課)

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」について

令和 8 年 7 月 30 日
金 融 庁

1. 趣旨

多重債務問題を抜本的に解決するため、2007 年 4 月、多重債務者対策本部は「多重債務問題改善プログラム」を決定し、取り組むべき施策を取りまとめた。

本プログラムに基づき全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところ、相談窓口の認知度の向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008 年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施している。

多重債務問題は一時に比べ落ち着きを見せているが、多重債務者は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるため、本年度も、「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」を実施することとする。

2. 期間

2026 年 9 月 1 日（火）から 12 月 31 日（木）までの 4 か月間

3. 主催

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、日本司法支援センター

4. 実施概要

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの連名で、別添 1 のとおり、都道府県に呼び掛けて、本キャンペーン期間中に、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体が共同で消費者及び事業者向けの多重債務に係る無料相談会の開催等を行う。その他実施に関し、必要な事項については別添 2 のとおり定める。

令和8年7月30日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

金融庁

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」に関する協力について（依頼）

多重債務問題を抜本的に解決するため、2007年4月、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、取り組むべき施策が取りまとめられました。

本プログラムに基づき、全国の自治体等における相談窓口の整備が進められてきたところですが、相談窓口の認知度の向上や潜在的な相談者の掘り起こし等を目的として、2008年度から「多重債務者相談強化キャンペーン」を毎年実施しております。

多重債務問題は一時と比べ落ち着きを見せているところですが、多重債務者は現在も相当数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるため、本年度も、9月1日から12月31日までの間に「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」を実施することといたしました。

各都道府県におかれましては、本キャンペーンの趣旨に御理解を賜り、本キャンペーン期間中に、各都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体（注）と共同で消費者及び事業者向けの多重債務に係る無料相談会を開催し、自殺対策の相談窓口や生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口、ギャンブル等依存症に関する相談拠点その他の部局等の債務者支援に資する施策を所管する関連部局等と連携するとともに、ヤミ金融の利用防止等に係る周知・広報を行うなど、是非、積極的な御協力をよろしくお願い申し上げます。

（注）全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会

なお、本キャンペーン期間中の取組については、各都道府県のお求めに応じ、各財務局・支局及び沖縄総合事務局において最大限の協力をいたしますので、必要があれば、お声掛けください。

「多重債務者相談強化キャンペーン 2026」の実施要領

1. 実施内容

(1) 無料相談会の開催

- 本キャンペーン期間中に、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体(注1)が共同で消費者及び事業者向けに多重債務に係る無料相談会(常設の相談窓口の時間外対応を含む。)を開催する。
(注1) 全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会
- 無料相談会の開催場所、日時その他詳細は、都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会(事業者向けの無料相談会を開催する場合には中小企業団体を含む。)が協議・調整の上、決定する。
- 無料相談会の開催日時について、休日・夜間に相談を受け付けるなど、多数の相談者が相談しやすいよう設定する。また、無料相談会の会場では「多重債務」相談という名称に抵抗を持つ相談者に配慮し、人目を気にせずに足を運べるように工夫を行う。
- 事業者向けの相談会を開催する場合、中小企業団体の経営指導員等の参加を呼び掛け、多重債務に係る相談に加え、事業者向けの融資制度の紹介その他経営相談を行うことができるようにする。
- 無料相談会に係る費用のうち、無料相談会に参加する弁護士、司法書士、中小企業団体の経営相談員等の費用は、それぞれが所属する団体で負担する。また、無料相談会の会場に相談用の仮設電話を設置する場合の費用は、原則として、弁護士会及び司法書士会で負担する。
- 必要に応じて、当該都道府県を管轄する財務局・支局及び沖縄総合事務局、都道府県内の市区町村・消費生活センターの相談員又は担当職員に無料相談会への参加・協力を求める。

(2) 関連部局等との連携

①自殺対策の相談窓口との連携

- ・ 無料相談会等(常設の相談窓口を含む。)の実施に当たっては、自殺対策の相談窓口と連携することが重要である。具体的には、自殺対策の相談窓口に多重債務相談のパンフレットを配置する、無料相談会等の相談者から自殺関連の相談が寄せられた場合に自殺対策の相談窓口に誘導するなどが考えられる。
- ・ 特に、9月10日から16日までの自殺予防週間(自殺対策基本法第7条第2項)においては、都道府県その他の地方公共団体が当該週間に行う自殺対策に係る事業と連携することが適当と考えられる。

「自殺対策」(厚生労働省 WEB サイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html

②生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口との連携

- ・ 無料相談会等の実施に当たっては、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口と連携することが重要である。具体的には、相談者が生活に困りごとや不安を抱えている場合には相談者の居住する市区町村の生活困窮者自立相談支援事業の相談窓口を紹介する、また、当該都道府県の福祉担当部局や社会福祉協議会、当該都道府県内の市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の福祉担当部局や社会福祉協議会等とも協力し生活困窮者自立相談支援事業等の相談窓口である自立相談支援機関等との間で相談内容を共有するなどが考えられる。

「生活困窮者自立支援制度」（厚生労働省 WEB サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>

③ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等との連携

- ・ 無料相談会等の実施に当たっては、ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等（精神保健福祉センター、保健所、自助グループ等）と連携することが重要である。具体的には、無料相談会等においてギャンブル等依存症が疑われる相談者に対しては、専用のマニュアル（注２）を踏まえた相談業務を行うとともに、ギャンブル等依存症対策に関する相談拠点等に誘導するなどが考えられる。

（注２）「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（金融庁 WEB サイト）

<https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/gambling/20200331/01.pdf>

「依存症対策」（厚生労働省 WEB サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000070789.html>

④その他の部局等との連携

上記以外では、以下のような連携が考えられる。

- ・ ヤミ金融に関する相談が寄せられた場合には、警察への情報提供を行う。
- ・ 公的な融資制度に関する相談が寄せられた場合には、事業者については、制度融資担当部局及び日本政策金融公庫等の公的金融機関等、消費者については、福祉担当部局及び社会福祉協議会等を紹介する。
- ・ 徴収部門（税金、国民健康保険、公営住宅等）において、多重債務者に陥っている可能性のある相談者等を発見した場合は無料相談会等に誘導する。

（３）周知・広報の実施

- 無料相談会の開催、常設の相談窓口の案内及びヤミ金融（注４）の利用防止に係る周知・広報を行う。その際、一般に向けて理解しやすい表現を用いるとともに、広告媒体については、地域に密着したもの及び若年者の目にも留まりやすいものを利用する（フリーペーパー、回覧板、SNS等）。

（注４）「金融庁からのお願い・注意喚起」（金融庁 WEB サイト）

【借入れに関する注意喚起】・【無登録業者に関する注意喚起】

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/chuui.html>

2. 期待される効果

- 全国的にキャンペーンを展開することで、潜在的な相談者の掘り起こしを行うとともに、常設の相談窓口の認知度を向上させ、相談者が相談窓口を訪れる契機となる。
- 自治体の相談員又は担当職員が弁護士及び司法書士と同席して多重債務相談に当たることにより、相談に関する経験を積むことが期待できる。
- 各都道府県と弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体が連携の上、関係機関の協力を得てキャンペーンを展開することで、相互の連携が深まる。
- 自殺対策や、生活困窮者自立支援制度、ギャンブル等依存症等の関連部局等との緊密な連携を行うことで、相談者に対する支援の円滑な実施に寄与する。

3. 留意点

（１）債務整理費用の負担軽減等

無料相談会等を経て債務整理の手続に移行する場合、弁護士及び司法書士は以下の点に留意する。

- 特定調停により債務整理を行うことが適当と判断される場合、積極的に特定調停の手続を薦め、相談者の費用負担軽減に努める。
- 債務整理に係る弁護士及び司法書士の費用については、その実情に応じ極力低廉な価格に設定し、分割返済を基本とする。
- 相談者に対して、日本司法支援センターの民事法律扶助制度に関する説明を行い、必要な場合はその活用を図る。
- 債務整理の手続を行う場合、以後新たな借入れ等が困難となる可能性がある旨を相談者に説明する。

（２）その他

- 都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体以外が上記の取組みを行う場合、本実施要領に則した対応を行うことが望ましい。

（以 上）

令和 8 年 7 月 30 日

各都道府県 多重債務者対策担当者 様

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

2027 年度以降の多重債務者相談強化キャンペーンについて

1. 背景・経緯

平素より多重債務者対策の取組にご協力いただきありがとうございます。

本年 2 月 19 日に開催した説明会において申し上げたとおり、多重債務者対策については、金融庁を中心とする関係省庁が地方自治体の皆様と連携し、多重債務問題の解決に向けて引き続き取組を推進していくこととしているところ、各地方自治体においては、「多重債務問題改善プログラム」に基づいて整備された多重債務相談窓口での相談対応等に引き続き取り組んでいただいているものと承知しております。

また、これまで例年 9 月～12 月に実施していた多重債務者相談強化キャンペーンにおいても、各地方自治体の常設の相談窓口以外で弁護士等が相談を受ける無料相談会の開催等の取組を実施いただいております。

一方で、無料相談会の開催等に当たっては、地方自治体によっては、①通年で毎月開催する、②自殺対策等の関連施策と同じタイミングで春・秋に年 2 回開催する、といった本キャンペーンの期間にとらわれない時期に実施する等の創意工夫が見受けられます。国としても、各地域の多重債務問題の実態を踏まえた創意工夫の取組が広がっていくことは多重債務対策の推進においても重要と考えております。

2. 2027 年度以降の多重債務者相談強化キャンペーン

上記を踏まえ、2027 年度以降の多重債務者相談強化キャンペーンにおいては国による全国一律のキャンペーン期間を設定せず、各地域の多重債務問題の実態を踏まえた、各地方自治体における創意工夫の取組を通じた多重債務者対策の強化をお願いすることといたします。

具体的には、これまで多重債務者相談強化キャンペーンにおいて各地方自治体の皆様にご協力をお願いしてきた下記の取組について、従来の９月～１２月という期間にとらわれず、各地方自治体において各地域の実情に応じた形で実施いただくようお願いいたします。

- ① 都道府県、当該都道府県の弁護士会及び司法書士会並びに中小企業団体※の共同による消費者及び事業者向けの多重債務に係る無料相談会の開催
（常設の相談窓口の時間外対応を含む）
※全国の商工会議所及び商工会並びに都道府県中小企業団体中央会
- ② 自殺対策や生活困窮者自立支援またギャンブル等依存症対策の相談窓口や、徴収部局（税金、国民健康保険、公営住宅等）及び警察等との連携
- ③ 無料相談会の開催や常設の相談窓口の案内及びヤミ金融の利用防止に係る周知・広報

３. その他

2027 年度以降は国による全国一律のキャンペーン期間は設定しないものの、毎年度、金融庁より多重債務者対策に係る協力依頼を各地方自治体の皆様宛に発出いたします。

また、多重債務者対策に係る各地方自治体における取組予定については、従前と同様、毎年度事前に金融庁まで報告いただき金融庁ウェブサイトでも公表し周知する予定です。実施結果については、例年実施している「多重債務者相談窓口の対応状況に関するアンケート調査」の枠組みにおいてフォローアップを行い、優良事例等を共有する方向で検討しております。

その他、今後の各地域の多重債務者対策を強化していくに当たり、不明点等があれば各財務局窓口までご相談ください。

引き続き、多重債務者対策へのご理解・ご協力の程宜しくをお願いいたします。

（以上）